

## 平成 18 年度地下水質測定結果について



環境省は、平成 18 年度に国及び地方公共団体が水質汚濁防止法に基づいて実施した地下水質の測定結果と、全国の地下水汚染事例に関する調査・汚染原因・対策等の実態把握調査結果をとりまとめました。

概況調査の結果、全体の環境基準超過率は 6.8% であり、前年度の 6.3% からやや増加し、項目別の環境基準超過率は概ね横ばいでした。

項目別の環境基準超過率は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 4.3% で最も高く、ついで砒素の 2.1%、ふっ素 0.8% の順でした。

また、汚染が確認された後の監視等を行う「定期モニタリング調査」の結果、1978 本の井戸において環境基準超過がありました。項目別の環境基準超過本数は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 715 本でもっとも多く、前年度から約 60 本増となりました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は汚染原因が多岐にわたり、摂取するとメトヘモグロビン血症（血液の酸素運搬能力が失われる疾患）を引き起こすことが知られています。

環境省では、これまで硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として窒素負荷低減対策のマニュアルや事例集の作成などを行っており、今後も硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策を一層推進していくとしています。

当社では、上記の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素はもとより、各種項目の水質分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2007 年 11 月 29 日付 環境省ホームページ 報道発表資料  
2007 年 12 月 5 日付 化学工業日報

水質分析箇所 関善行